

令和4年9月7日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(行ウ)第11号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和4年6月22日

判 決

岡山市北区奥田一丁目11番20号

原 告	特定非営利活動法人 市民オンブズマンおかやま
同 代 表 者 理 事	光 成 卓 明
同訴訟代理人弁護士	東 隆 司
岡山市北区大供一丁目1番1号	
被 告	岡 山 市 長 大 森 雅 夫
同訴訟代理人弁護士	佐 々 木 基 彰
同	竹 田 航 生
同 指 定 代 理 人	足 羽 信 栄
同	的 場 栄 子
同	安 藤 昭 美
同	永 藤 朱 洋
同	栗 田 成 史
同	村 尾 浩 史
同	信 藤 成 也
同	亀 田 史
同	山 拓 史

主 文

- 1 被告は、自由民主党岡山市議団に対し、25万0500円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を岡山市に支払うよう請求せよ。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを4分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

### 事実及び理由

#### 第1 請求

5 被告は、自由民主党岡山市議団に対し、33万4000円及びこれに対する令和2年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山市に支払うよう請求せよ。

#### 第2 事案の概要

本件は、岡山市内に所在する特定非営利活動法人である原告が、被告に対し、  
10 岡山市議会の会派である自由民主党岡山市議団（以下「本件会派」という。）  
は、令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に岡山市  
から交付を受けた政務活動費につき、岡山市議会の各会派に対する政務活動費  
の交付に関する条例（平成13年市条例第1号。以下「本件条例」という。）  
に適合しない違法な支出を行ったから、不当利得として返還すべきであり、か  
つ、本件条例に適合しない違法な支出をしたことにつき悪意であるにもかかわ  
らず、被告が違法な支出に相当する金員及びこれらに対する民法704条前段  
所定の利息（以下「法定利息」という。）の支払請求を怠っていると主張して、  
地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件会派に33万4000円及  
びこれに対する政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日である令和2年  
20 5月1日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のも  
の。）所定の年5分の割合による法定利息の支払を請求するよう求める住民訴  
訟である。

##### 1 関係法令等の定め

###### (1) 地方自治法

25 100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議

員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

5

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

10

16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## (2) 本件条例（乙1）

### 第1条（趣旨）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議会における各会派に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

15

### 第2条（政務活動費の交付対象）

政務活動費は、岡山市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

20

### 第3条（政務活動費の額及び交付方法）

1 会派に対する政務活動費は、各月1日における当該会派の所属議員数に月額135,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 略

3 政務活動費は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付するものとする。

25

4 及び 5 略

第 5 条 (政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 1 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第 7 条 (収支報告書等の提出等)

- 1 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。

3 略

第 8 条 (政務活動費の返還)

市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする。

別表（第 5 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が各種会議を開催するために必要な経費及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

2 前提事実（当事者間に争いがない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、岡山市に所在する特定非営利活動法人である。

イ 被告は、岡山市の執行機関である。

ウ 本件会派は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における、岡山市議会の会派である。

(2) 本件会派への政務活動費の交付

被告は、令和元年度の政務活動費として、本件会派に対し、地方自治法及び本件条例の規定に基づき、金員を交付した。

(3) 本件会派からの残余額の返還

本件会派は、岡山市議会議長に対し、令和2年4月30日までに、令和元年度政務活動費に係る収支報告書を提出し、残余額を岡山市に返還した。

#### (4) 本件訴えに至る経緯

ア 原告は、令和3年4月5日、岡山市監査委員に対し、被告が本件会派に交付した政務活動費のうち、一部に本件条例5条及び別表に定める基準(以下「使途基準」という。)に違反する違法な支出(本件において原告が違法であると主張している支出を含む。)があり、被告は本件会派に対して不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、それらの行使を違法に怠っているとして、地方自治法242条1項に基づき、被告が本件会派に対して上記不当利得相当額を岡山市に返還するよう請求することを求める住民監査請求をした(甲1)。

イ 岡山市監査委員は、令和3年6月3日、本件会派が返還すべき額は認められなかつたとして、上記住民監査請求を棄却し、同日、原告にその旨通知した(甲2)。

ウ 原告は、令和3年6月30日、本件訴えを提起した。

#### 3 争点

(1) 別紙の「否認額」欄記載の支出(以下「本件各支出」という。)は政務活動費として支出すべきでない費用か(争点1)

(2) 本件会派は悪意の受益者か(争点2)

#### 4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(本件各支出は政務活動費として支出すべきでない費用か)について

(原告の主張)

ア 岡山市議会の政務活動費は、地方自治法及び本件条例に基づいて支給されるものであるところ、使途基準を踏まえれば、その年度において支出された、調査研究その他の活動に資するため必要な経費に限り、支出が認め

られるものである。

また、政務活動費は、補助金の一種であるから、その支出には具体的な使途において公益性が存在することを要する。したがって、支出の適合性の判断においては、会派に一定の裁量が許されるが、無制限の裁量が許されるものでもなく、無制約の支出が許されるものでもない。

イ 政務活動費の支出について、本件条例等で収支報告書に領収書等の添付を要求し、帳簿等の作成、備置を義務付けているのは、個々の政務活動費の使途について公益性の存否を検証し得るようにする趣旨である。

そうすると、政務活動費を支出する者は、個々の支出の具体的な使途について、公益性の存否を検証するに足りる情報を明らかにしなければならず、これを明らかにしないときは、そのことのみをもって当該支出は一見明白に違法又は不当な支出であると推認される。

ウ 本件各支出は、本件会派所属の森田卓司議員（以下「森田議員」という。）の事務所（以下「本件事務所」という。）の賃料及び保険料（以下「賃料等」という。）のうち、各2分の1を政務活動費から支出したものである。

森田議員は、平成19年の初当選後、平成26年9月に本件事務所を賃借するまでは、もっぱら自宅を事務所としていた。本件事務所は森田議員の自宅から約2kmの距離にあり、ほぼ同一地域といえる位置にある。森田議員が本件事務所を賃借した平成26年9月は、平成27年4月の岡山市議会議員選挙の直前であり、本件事務所の賃借は明らかに選挙事務所とするためのものである。現に、平成31年4月に行われた岡山市議会議員選挙でも、本件事務所は森田議員の選挙事務所として使用されている。森田議員が発行する「もりただより」にも自宅の住所しか表示されておらず、本件事務所の表示はなく、本件事務所を開設した通知もない。森田議員のスマートフォンの予定表の記載をみても、本件事務所について言及されているのは年10回程度にすぎない。本件事務所は、平素閉まっていて人気が

なく、電話料や水道光熱費の金額も非常に低額である。本件事務所内部は、広い床面が間仕切りもされない状態で、中央に応接セットのみが置かれており、事務室と推定されるスペースにパソコンとコピー機が置かれているにすぎない。事務室に配置された書籍、資料は、年次報告書の類が大半で、書類ファイル類は非常に少なく、市議会議員が日常の業務を行う環境とは常識的に考え難い。

以上の事情に照らせば、森田議員は、選挙事務所用に本件事務所を確保している反面、平素はこれをほとんど利用していないものと推定され、本件事務所は、政務活動の拠点としての性格を有するものではないから、同事務所の賃料等を政務活動費から支出することは許されない。

(被告の主張)

ア 政務活動費は、市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであるところ、①地方議会の議員は市政等の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究その他の活動の対象は広範囲に及び、その調査方法も多様であること、また、②市議会議員は選挙により選出された住民の代表であり、市の条例の制定、改廃、予算の議決、決算の認定等の重要事項についての議決機関の構成員であるとともに、執行機関の行為を監視すべき立場にあり、その活動の母体である所属会派は、議会において独立性を有する団体として、執行機関や他の団体からの干渉を排除し、自主的に活動することを保障されるべき存在であって、その調査研究その他の活動も執行機関等から干渉を受けることなく自由に行われなければならないことにかんがみると、調査研究その他の活動に資するための必要な経費としての支出の適合性に関する判断については、会派に広い裁量が認められるものと解される。

したがって、一見明白に違法又は不当な支出であると認定できるものを

除いては、会派の裁量権を尊重すべきであり、使途基準に反する違法な支出であるとはいえない解すべきである。

5

イ 上記ア記載の①及び②の点にかんがみると、会派の調査研究その他の活動の独立性の保障は十分配慮されなければならない。そうすると、政務活動費の支出が法令によって定められた目的のために正しく支出されたことについての証明を逐次会派側で行わなければならないのではなく、一見明白に違法又は不当な支出であると推認させる事実の存在を、返還請求を求める原告側で主張及び立証した場合に、被告側がこれに対し適切な反証を行えば足りると考えるべきである。

10

ウ 本件事務所は、森田議員が市民相談や陳述書の作成、議会質問での資料作成のために利用しているものである。事務員を配置しておらず、閉まっていることが比較的多いが、森田議員の地元である建部・御津地区が岡山市中心部からかなり離れており、地元住民からの相談等を受けるためには、利便性の高い本件事務所を賃借、使用することが必要不可欠である。本件事務所における市民相談の件数は、平均月1～2件程度であるが、それは、同事務所がある岡山市北区の建部・御津地域の人口等に照らせばやむを得ないものである。

15

また、森田議員は、平成31年3月に、同年4月の岡山市議会議員選挙の出陣式を本件事務所前で実施したが、出陣式を行った同年3月及び選挙期間中の同年4月の賃料は、政務活動費から一切支出しておらず、政治活動期間中の支出と政務活動中の支出を区別している。

20

以上のとおり、森田議員は、令和元年度において、本件事務所を政務活動のためにのみ使用しているから、同事務所の家賃等の50%を政務活動費から支出したことは相当である。

25

## (2) 争点2（本件会派は悪意の受益者か）について

(原告の主張)

本件会派は、政務活動費を何に支出したかについて十分認識していたのであるから、当該支出が違法であるとの認識を有していないとも、悪意の受益者にあたる。

(被告の主張)

5 争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各支出は政務活動費として支出すべきでない費用か）について

(1) 地方自治法100条14項から同条16項の規定による政務活動費の制度は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）の基盤の充実を図るために、議会における会派又は議員に対する政務活動に必要な費用の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであると解される。本件条例5条及び別表は、上記地方自治法の規定を受けて、政務活動費を充てることができる政務活動の範囲（使途基準）を明らかにするものである。このような関係法令の定め及び政務活動費の制度趣旨にかんがみれば、本件条例5条が別表で定める費用は、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動（政務活動）に必要な経費であり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし、当該行為の客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないというべきである。

もっとも、議員が行う活動には、政務活動のほか、政党活動、選挙活動といった政治活動や私的活動等があり、これらが混在する活動があり得る。このように政務活動とその他の活動が混在する活動に充てられた経費については、当該経費にかかる具体的な事情に照らして、それぞれの活動の比率が判明する場合にはその比率で按分した限りで、それぞれの活動の比率が判明し

ない場合には条理に従い社会通念上相当な割合をもって按分した限りで、政務活動との合理的関連性が認められるというべきである。

(2)ア 本件各支出について検討するに、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

5 (ア) 別紙の各支出は、本件会派に所属する森田議員が、本事務所にかかる令和元年5月分から令和2年4月分までの賃料(月額5万400円)及び保険料(1万円)を各2分の1の割合で按分した額を政務活動費から支出したものである(甲イ1~13、15~18)。

10 (イ) 森田議員は、平成19年に岡山市議会議員となって以降、自宅(岡山市北区建部町大田4750-20)を事務所として使用していたが、平成26年9月に本事務所(岡山市北区建部町吉田1155-1)について使用目的を議員事務所、期間を1年間とする一時使用目的賃貸借契約を締結して以降、同契約を毎年更新している(甲イ14~16、26の2、乙イ1)。

15 (ウ) 森田議員は、本事務所を、市民相談を受けたり地域の事業の打合せを行う場所として使用するほか、市議会での質問書や陳情書等の作成、毎年1回発行している「もりただより」と題する市政報告紙の作成等のために使用していると説明しているところ、森田議員のスマートフォンのスケジュール帳に入力された平成31年度の本事務所における市民相談や打合せの件数は10件であり、森田議員は、当日や直前に連絡があり相談を受けたものを含めると、その倍程度の相談はあった旨説明している(甲イ19~22、29、乙イ1、4)。

20 (エ) 本事務所には事務員が配置されておらず、平素は閉まっている。本事務所における平成28年度の電気・水道・電話代は、(a)電気代が、平成29年3月のみ1471円で、その他の月は755円~1060円であり、(b)水道代が、平成28年4月から同年10月までは毎月168

2円で、平成29年1月から同年3月までは2278円～2576円であり、(c)電話代が、5587円～7257円であった。(甲イ25、27、乙イ1)

(オ) 本件事務所は、もともとコンビニエンスストア用に建てられた物件であり、店舗部分の広い空間には間仕切りがなく、中央付近に応接セット(ソファーとローテーブル、灰皿)が置かれており、事務室部分の狭い部屋には、戸棚、事務机、パソコン1台及び複合機(コピー・ファックス・スキャナー・プリンター)1台が置かれている。上記戸棚には、六法、書式集、市政のしおりのほか、紙ファイルの類が十数冊収納されている。(甲イ24、乙イ1)

(カ) 森田議員は、電話帳に本件事務所の住所と電話番号を掲載しているが、「もりただより」と題する市政報告紙には、自宅の住所と電話番号、本件事務所の電話番号とファックス番号を記載し、本件事務所の住所は記載していない(甲イ19～22、29、乙イ1)。

(キ) 森田議員は、平成31年3月に、本件事務所の前で岡山市議会議員選挙の出陣式を行い、同年4月に、本件事務所を選挙事務所として使用した。なお、同年3月分及び同年4月分の本件事務所の賃料は平成30年度の政務活動費からは支出されていない。(甲イ23、乙イ1)

(ク) 森田議員は、平成28年度についても、本件事務所の賃料・電話代・電気代・水道代を各2分の1の割合で按分した額を政務活動費から支出し、これが使途基準に適合するかを問う住民訴訟が提起され(岡山地方裁判所平成30年(行ウ)第24号)、その控訴審で、広島高等裁判所岡山支部は、政務活動との合理的関連性を有する部分は全体の8分の1にとどまるとして判断し、同判決は確定した。(甲イ25、乙イ1)

イ 上記アで認定した事実によれば、令和元年度において、森田議員が本件事務所を市民相談や打合せ等の政務活動に使用していたことは認められ

る。しかし、森田議員の説明を前提としても、本件事務所で市民相談や打合せ等が行われたのは年間に20件程度、平均して月に1、2件程度にすぎず、現に、本件事務所は平素閉まっており、その電気・水道代は低額であり、電話代も多くない。本件事務所の内部の様子に照らしても、およそ議員が日常的に書類作成等の執務を行う環境にあるとは言い難く、質問書、陳情書、市政報告紙等を作成するのに本件事務所を平素使用していたとの森田議員の説明はにわかに信用し難い。

かえって、森田議員は、平成31年3月から同年4月にかけて、本件事務所を選挙活動のために使用しており、本件事務所の賃借目的が主として選挙活動等の政治活動にあるとの疑いを否定できない。

以上によれば、森田議員の地元である建部・御津地区が岡山市中心部から遠く、同地区の住民からの相談等を受けるためには本件事務所が必要であり、同地区の人口に照らして市民相談等の件数が多くないこともやむを得ない面があることを考慮しても、森田議員が本件事務所を政務活動に使用する機会は相当限られたものであったと言わざるを得ない。

ウ　このような本件事務所の使用状況に鑑みれば、本件事務所の賃料等のうち、政務活動との合理的関連性を有する部分は全体の8分の1にとどまるというべきである。

したがって、政務活動費からの本件事務所の賃料等の支出（賃料等の全体を2分の1の割合で按分した額）は、更に4分の3の割合で按分した額（賃料等の全体を8分の3の割合で按分した額）の限度で返還の対象となる。

## 2 争点2（本件会派は悪意の受益者か）について

民法704条の「悪意の受益者」とは法律上の原因のないことを知りながら利得した者をいうところ、「法律上の原因」の有無は法的な評価にかかる問題であるから、それを基礎付ける事実から法律上の原因のないことが明らかで

あるような場合でない限り、事実を認識していることをもって直ちに「悪意の受益者」に当たるということはできないというべきである。

そして、政務活動費からの支出が使途基準に適合するか否かは、当該支出が使途基準に反することが明らかであるような場合を除き、政務活動との間に合理的関連性が認められるかという法的評価を含む判断にかかるものである。

前記1で認定・説示したところによれば、本件各支出について、使途基準に反することが明らかな場合に当たるということはできず、その適否は、最終的には裁判所の判断によって決せられるものということができるから、本件会派において、本件各支出が違法な支出であると認識できるのは、本判決確定の日であると解するのが相当であり、本件会派が悪意の受益者になるのは同日からというべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、被告は、本件会派に対し、不当利得金25万0500円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による法定利息の支払請求権を有しているところ、当該債権の行使を怠っており、この不行使を正当化するような事情も見当たらないから、上記債権の不行使は、違法である。

よって、原告の請求は、被告に対し、本件会派に25万0500円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による金員を岡山市に支払うよう請求することを求める限度で理由があるから、その限度で請求を認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判官 小嶋 宏幸

5

裁判官 橋本 康平

## 民主党岡山市議団】令和元年度岡山市議会政務活動費(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

被証明員名 (会員登録番号)	費目	領収書 交付 日付	領収書 宛名	支法書 種類	領収書発行者	費目内訳	領収書金額 (円)	改収費支出手 (円)	改収費金額 (円)	否認額 (円)	領収書記載事項 抄写率(%)	否認理由等	被告の反論	被告の証拠
森田 ⑩事務所費 4/17 森田 利用明細 中国銀行 家賃						54,000	27,000	0	27,000	0	50 / 27,000 フジエーステート(ユ)	事務所家賃、手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日、平成29年6月21日)保険料収容	改収活動のために使用され されている。	乙イ1乃至4
森田 ⑩事務所費 5/16 森田 利用明細 中国銀行 家賃						54,000	27,000	0	27,000	0	50 / 27,000 フジエーステート(ユ)	事務所家賃、手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動のために使用され れている。	乙イ1乃至4
森田 ⑩事務所費 5/30 森田 払込受領証 ローンシ						10,000	5,000	0	5,000 SBI 日本少額短期保険料	50 / 5,000 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 5月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	同上	
森田 ⑩事務所費 6/19 森田 利用明細 中国銀行 保険料						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 6月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 7/23 森田 利用明細 中国銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 7月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 8/28 森田 利用明細 中国銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 8月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 9/24 森田 利用明細 中国銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 9月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 10/15 森田 利用明細 中国銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 10月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 11/25 森田 利用明細 中国銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 11月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 12/16 森田 利用明細 中国銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 12月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 1/21 森田 利用明細 中国銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 1月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 2/25 森田 利用明細 トマト銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 2月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
森田 ⑩事務所費 3/19 森田 利用明細 トマト銀行 家賃						55,000	27,500	0	27,500 フジエーステート(ユ)	事務所 家賃 3月支払分 手数料は含まない、改収料一時使用目的の建物賃借期間延長合意書(平成30年6月18日)	改収活動に使用されて いる。	改収活動のために使用 されている。	同上	
						668,300	334,000	0	334,000	0				